

兵庫県公報

令和元年5月14日 火曜日 第5号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 施設使用料の徴収事務の委託（県立歴史博物館）	6
公 告	
○ 環境影響評価に関する公聴会の開催等（水大気課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
病院局公告	
○ 入札公告（県立尼崎総合医療センター）	11
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	13
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	14
正 誤	
○ 平成31年3月29日付け兵庫県公報第4号外中	14

告 示

兵庫県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市栄・木幡土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	山口 光	神戸市西区押部谷町栄433番地の1
同	山口 勝幸	同 市同区押部谷町栄602番地の1
同	藤岡 学	同 市同区押部谷町栄355番地

同	藤岡 廣志	同	市同区押部谷町栄304番地の1
同	藤岡 和夫	同	市同区押部谷町栄478番地
同	山口 昭二	同	市同区押部谷町栄261番地
同	藤岡 壽	同	市同区押部谷町栄87番地
同	國廣 一雄	同	市同区押部谷町栄624番地
同	清道 玉男	同	市同区押部谷町栄140番地の1
同	藤岡 裕治	同	市同区押部谷町栄606番地の1
同	栗林 毅	同	市同区押部谷町栄598番地の6
同	川崎 武美	同	市同区押部谷町木幡358番地
同	坂本 伸哉	同	市同区押部谷町木幡320番地
同	川崎 利彦	同	市同区押部谷町木幡306番地
監事	山口 喜久次	同	市同区押部谷町栄423番地
同	國廣 勲	同	市同区押部谷町栄358番地の1
同	坂本 良一	同	市同区押部谷町木幡319番地
同	山本 武志	同	市同区押部谷町木幡312番地の1

就任役員

役員の区分

	氏名	住所
理事	山口 光	神戸市西区押部谷町栄433番地の1
同	山口 勝幸	同 市同区押部谷町栄602番地の1
同	藤岡 学	同 市同区押部谷町栄355番地
同	藤岡 廣志	同 市同区押部谷町栄304番地の1
同	藤岡 壽	同 市同区押部谷町栄87番地
同	國廣 一雄	同 市同区押部谷町栄624番地
同	藤岡 裕治	同 市同区押部谷町栄606番地の1
同	國廣 孝夫	同 市同区押部谷町栄585番地
同	清政 勝司	同 市同区押部谷町木幡398番地
同	岡本 稔男	同 市同区押部谷町木幡425番地
監事	栗林 利樹	同 市同区押部谷町栄82番地
同	川崎 利彦	同 市同区押部谷町木幡306番地

神戸市小東野土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏名	住所
理事	大西 啓男	神戸市西区神出町小東野38番地の6
同	大澤 真嗣	同 市同区神出町小東野41番地の50
同	山本 正和	同 市同区神出町小東野41番地の48
同	辻 孝志	同 市同区神出町小東野40番地の28
同	植田 芳博	同 市同区神出町小東野45番地の7
同	木戸 進	同 市同区神出町小東野47番地の5
同	谷 端智	同 市同区神出町小東野2番地の29
同	藤本 利之	同 市同区神出町小東野9番地の16
同	松村 定幸	同 市同区神出町小東野56番地の171
監事	藤中 竹雄	同 市同区神出町小東野39番地の22
同	汐谷 保	同 市同区神出町小東野37番地の28

就任役員

役員の区分

	氏名	住所
理事	大西 啓男	神戸市西区神出町小東野38番地の6
同	溝端 勉	同 市同区神出町小東野41番地の47
同	山本 正和	同 市同区神出町小東野41番地の48
同	辻 孝志	同 市同区神出町小東野40番地の28
同	池本 浩一	同 市同区神出町小東野45番地の11

同	大 面 昭 雄	同	市同区神出町小東野48番地の68
同	谷 端 智	同	市同区神出町小東野2番地の29
同	藤 本 利 之	同	市同区神出町小東野9番地の16
同	松 村 定 幸	同	市同区神出町小東野56番地の171
監 事	藤 中 竹 雄	同	市同区神出町小東野39番地の22
同	汐 谷 保	同	市同区神出町小東野37番地の28



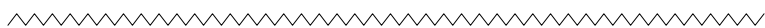
兵庫県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
見土呂土地改良区	平成31年4月22日



兵庫県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年4月23日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	4号池地区	令和元年5月14日から 同 年6月3日まで	神戸市 西区役所



兵庫県告示第28号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成31年4月22日から令和元年5月31日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園口三丁目地内



兵庫県告示第29号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年5月7日から同年6月29日まで
- 3 作業地域
西宮市神垣町地内



兵庫県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年10月18日から同年11月22日まで
- 3 作業地域
西宮市田代町1番13号地先



兵庫県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（T S等現地測量）
- 2 作業期間
平成30年6月4日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園口三丁目地内



兵庫県告示第32号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

別表を次のように改める。

別表（第6関係）

- (i) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約

受付 区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準 受付	電子申請	平成30年2月1日から同月20日まで	平成30年7月1日	令和2年6月末日

追加 受付	電子申請	平成30年7月1日から同月10日まで	平成30年9月1日
		平成30年8月1日から同月10日まで	平成30年10月1日
		平成30年9月1日から同月10日まで	平成30年12月1日
		平成30年11月1日から同月10日まで	平成31年1月1日
		平成30年12月1日から同月10日まで	平成31年2月1日
		平成31年2月1日から同月10日まで	令和元年7月1日
		令和元年7月1日から同月10日まで	令和元年9月1日
		令和元年8月1日から同月10日まで	令和元年10月1日
		令和元年9月1日から同月10日まで	令和元年12月1日
		令和元年11月1日から同月10日まで	令和2年1月1日
		令和元年12月1日から同月10日まで	令和2年2月1日
第6 第2 項	書面申請	随時	資格を認定した日

(2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約

受付 区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準 受付	書面申請	平成30年1月25日から同年2月2日まで	平成30年4月1日	令和2年3月末日
	電子申請	平成29年12月22日から同月28日まで		
		平成30年1月4日から同月19日まで		
追加 受付	書面申請	平成30年9月1日から同月10日まで	平成30年10月1日	
		平成31年2月1日から同月10日まで	平成31年4月1日	
		令和元年9月1日から同月10日まで	令和元年10月1日	
	電子申請	平成30年4月1日から令和元年10月10日まで	毎月11日から翌月の10日までの申請受付分は翌々月の1日	
一般 競争 入札	書面申請	随時	資格を認定した日	

(注) 書面申請の申請時期は、土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



兵庫県告示第33号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30北播位置 0002号	31. 4. 19	西脇市西脇字西清水ケ元1093番 9	6. 50	28. 57



兵庫県告示第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H31但馬位置 0001号	31. 4. 25	豊岡市江本字平津239番3の一部、245番1の一部、247番の一部	6. 00	43. 54



兵庫県告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立歴史博物館の観覧料の徴収事務を、テルウェル西日本株式会社に次のとおり委託した。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県立歴史博物館観覧料
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県立歴史博物館の利用に係る観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
神戸市中央区浪花町64
テルウェル西日本株式会社
関西支店 兵庫営業支店 支店長 坂 口 一 嗣
- 4 委託期間
平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 徴収の方法
テルウェル西日本株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

環境影響評価に関する公聴会の開催等

環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時、場所等

(1) 案件名

(仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価準備書

(2) 日時

令和元年6月5日(水) 午後6時から

(3) 場所

姫路市立飾磨公民館 会議室

(姫路市飾磨区宮16 電話 079-233-8488)

2 公述申出書提出締切日 令和元年5月24日(金) [必着]

3 公述の申出

公聴会に出席して環境の保全と創造の見地から意見の陳述をしようとする者(姫路市に住所を有する人及び利害関係人に限る。)は、上記の公述申出書提出締切日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢、職業及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)に提出すること。

4 公聴会に関する問合せ先

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室

(電話078-341-7711 内線3331 ファクシミリ078-362-3914)



大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ西宮店

所在地 西宮市浜松原町21番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

井出 武美

イ 変更後

宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2	井出 武美
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博 丈
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範 次

外1者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2	宮宇地 剛

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 矢野 靖 二
 ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 水野 秀 晴
 外2者

- 4 変更年月日
 平成30年3月1日ほか
- 5 届出年月日
 平成31年2月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
 令和元年5月14日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
 令和元年9月17日
- (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 山陽マルナカ加古川店
 所在地 加古川市平岡町一色649-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社山陽マルナカ
 住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2
 代表者の氏名 宮宇地 剛
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- ア 変更前
 中山 明 憲
- イ 変更後
 宮宇地 剛
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | | | | |
|-------|------------|---------------------|---------|
| ア 変更前 | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| | 株式会社山陽マルナカ | 岡山市南区平福一丁目305番地の2 | 中山 明 憲 |
| | 株式会社しまむら | さいたま市北区宮原町二丁目19番地の4 | 野 中 正 人 |
| イ 変更後 | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| | 株式会社山陽マルナカ | 岡山市南区平福一丁目305番地の2 | 宮宇地 剛 |
| | 株式会社しまむら | さいたま市北区宮原町二丁目19番地の4 | 北 島 常 好 |

- 4 変更年月日
平成30年2月21日ほか
- 5 届出年月日
平成31年2月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和元年5月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和元年9月17日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山陽マルナカ広畑店
所在地 姫路市広畑区吾妻町三丁目29番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2
代表者の氏名 宮宇地 剛
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
井出 武美
 - イ 変更後
宮宇地 剛
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	住所	代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2	井出 武美
こえづか衣料株式会社	姫路市広畑区東新町一丁目22番地	肥塚 知恵美
イ 変更後	住所	代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2	宮宇地 剛
こえづか衣料株式会社	姫路市広畑区東新町一丁目22番地	肥塚 隼人
- 4 変更年月日
平成30年2月1日
- 5 届出年月日

平成31年2月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

令和元年5月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ太子店

所在地 揖保郡太子町東出字藤社239番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 宮宇地 剛

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 変更前

辻 雅 信

(2) 変更後

宮宇地 剛

4 変更年月日

平成30年2月1日

5 届出年月日

平成31年2月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

令和元年5月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町南大中二丁目75番6、76番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田894番地の3
タカミ建設株式会社 代表取締役 豊田克義
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年10月1日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-19号（30播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字大日ノ上1246番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市末広三丁目18番44号
株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松本克基
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年2月12日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-17-2号（30西脇）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
豊岡市中陰字野田643番1、644番から646番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年4月4日
兵庫県指令但馬（豊土）（建）第1-1-2号（30豊岡）

病院局公告

入札公告

下記の調達について次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年5月14日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立尼崎総合医療センターにおける夜間看護補助者の派遣業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 日本国内において、過去3年以内に一般病床400床以上の病院で夜間看護補助者を10人以上派遣した実績を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

県立尼崎総合医療センター経営企画部経営企画課

電話 (06) 6480-7000 内線4021

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間

令和元年5月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和元年6月24日（月）午前10時 県立尼崎総合医療センター4階第4会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年6月21日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

年間総額(予定)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年6月20日(木)午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

年間総額(予定)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を指定の期間内に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年7月1日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書、仕様書による。

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和元年5月14日

但馬海区漁業調整委員会

会長 川 越 一 男

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第74号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和元年6月1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

令和元年5月14日から同年6月30日まで

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第10号

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

令和元年5月14日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 被処分者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称	処分事項
名和卓耶	神戸市中央区中山手通1丁目5番9号港都会館地下1階	I too Ai	風俗営業の許可(平成27年4月27日生第平27-23号許可)の取消し

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課を経由して、兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

正 誤

○平成31年3月29日付け（兵庫県公報第4号外）

兵庫県告示第357号（土砂災害警戒区域の指定の解除）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	上から24	たつの市神岡町神岡	たつの市神岡町北横内